

7月10日以降の長野県としての対応

～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～

1 現状・基本認識

- ・ 緊急事態宣言の解除から1月以上が経過し、社会経済活動が再開される局面に入ってきています。
- ・ 本県においては、感染拡大が懸念される状態とはなっていませんが、首都圏をはじめとする地域において新規感染者が再び増加しており、状況を注視していく必要があります。
- ・ 県としては、県民生活を支援し、感染防止対策と経済活動を両立する取組を鋭意進めてまいります。

2 3つの重点対策

- I 「新しい生活様式」の定着を推進すること
- II 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めること
- III 県民の皆さまの生活を支え、経済の再生を図ること

I 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組

県民の皆さま

外出時の注意

- ・ 人との接触機会の低減
- ・ 人と人との距離の確保
- ・ 人と会話する際のマスク着用（布マスク等で可）
- ・ 訪問先での換気の徹底
- ・ 「3つの密」を避ける

県外との往来

- 感染者の多い地域と往来する場合は、慎重な行動をお願いします。
- ・ 人ごみ、クラスターの発生するリスクのある場所を避けてください。
 - ・ 基本的な感染防止策を徹底して行ってください。

事業者の皆さま

感染防止対策

- 業界ごとのガイドラインに従い、感染防止策の徹底をお願いします。
- ・ 入場者の制限
 - ・ 物理的距離の確保
 - ・ 店内の定期的な消毒
 - ・ 健康状態の問取り
 - ・ 入口での検温、マスクの着用、換気 など

宣言

適切な感染防止策を実施するとともに、「新型コロナ対策宣言」をしていただき、安心して利用いただける環境づくりを進めましょう。



「新しい生活様式」の実践のために

「信州版『新たな日常のすゝめ』」（県民版・事業者版）を作成しました。
ご活用ください。（「新型コロナ対策手帳」も7月中旬より配布予定です）

県の支援

新しい生活様式

「新しい生活様式」に適応した事業形態の転換を促進するため、飲食店や宿泊施設等の感染防止対策の取組や、経営の多様化を支援します。

公共交通利用促進

- ・ 安全運行対策を講じる事業者を支援します。
- ・ 利用者の皆さまには、時差出勤などと呼びかけます。

支えあい

各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進します。

- ・ 地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材の積極的な購入
- ・ クラウドファンディングを活用した飲食店の支援 など

II 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めるための取組

医療

受入体制

・600人規模の感染者を想定し、350名程度の入院患者、250名程度の宿泊療養の受入体制を整備します。

資材人材

・県として、マスクなど必要な防護具の確保を図ります。
・必要な人的支援を機動的に行う体制を構築します。

検査

・患者推計をもとに1日1,000件以上の検査が可能になるよう体制を強化します。
・外来・検査センターを県下10医療圏に設置し、円滑な検査体制を構築します。
・有症状者相談窓口においては、必要な方が適切なタイミングで医療が受けられるよう、幅広く相談に応じます。

警戒

感染警戒レベル

・県独自に定めた「感染警戒レベル」による圏域ごとの感染リスク把握
・直近1週間の人口10万人当たりの感染者数

モニタリング

・直近1週間の感染経路不明者の割合
・受入可能病床数に占める入院者数の割合 など

感染拡大の兆しを迅速に捉え、的確な対策の強化につなげます。

条例

新型コロナウイルス感染症等のまん延を防止するために必要な事項を定める条例を制定し、県民の生命及び健康を保護し、安全で安心な生活を確保します。

III 県民の皆さまの生活を支え、経済の再生を図るための取組

「社会経済活動再開に向けたロードマップ」社会経済活動の再開を段階的に進めてまいります。

6月1日～6月18日
活動準備・始動期

6月19日～7月9日
県内需要拡大
・交流展開期

7月10日～7月31日
県外需要拡大期

8月1日～
新たな日常での
活動定着期

県の支援

経営継続支援

「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談・書類作成・申請等を支援します。

失業者の就労支援

「長野県あんしん未来創造基金」により失業された方等の緊急就労を支援するほか、「就労支援デスク」等による支援を拡充します。

命とくらしを守る

生活者支援や自殺対策の課題等を整理し、市町村等と連携して支援策の改善の検討や効果的な情報発信、ひとり親世帯の支援を行います。

営農継続

県産農産物の需給動向等を注視しながら、農家の営農継続を支援します。需要が低迷している県産品の域内消費の拡大を図ります。

消費喚起

宿泊施設等で利用できる割引クーポン事業等により観光振興に取り組むほか、市町村が行う消費促進の取組を支援します。

イベント

・5,000人以内かつ収容率50%以内（屋内の場合）を開催の基準とします。
・接触確認アプリのインストールを促すなど、感染拡大防止策を講じてください。
・イベントが大規模になる場合は、県に事前相談を行ってください。